

反社会的勢力でないことの確認

- (1) お客さま及び当社は、相手方が次の①から⑤のいずれかに該当する者（以下、「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず電気需給契約を解除することができるものとします。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団関係者
 - ⑤ その他上記①から④に準ずるもの
- (2) お客さま及び当社は、相手方が反社会的勢力と次の①から⑤のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告も要せず、電気需給契約を解除することができるものとします。
- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (3) お客さま及び当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、電気需給契約を解除することができるものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
- (4) お客様及び当社は自己が請負若しくは受託した業務について下請若しくは再委託する場合、次のとおり確約するものとします。
- ① お客様及び当社は、各々の下請又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）が上記（1）に該当しないことを確約し、将来も上記（1）又は上記（2）①から⑤に該当しないことを確約するものとします。
 - ② お客様及び当社は、各々の下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）が上記（1）①から⑤に該当することが本契約締結後に判明した場合には、直ちに本契約を解除し、又は本契約解除のための措置をとらなければならないものとします。
 - ③ お客様及び当社は、相手方が上記②の規定に反した場合には、本契約を解除することができるものとします。
 - ④ お客様及び当社は、各々の下請け若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、各々協力して捜査機関への通報及び報告を行うものとします。
 - ⑤ お客様及び当社は、相手方が上記④の規定に違反した場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さま及び当社は、上記（1）から（4）の規定により電気需給契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。